

2010年1月26日

15:00～16:40

於：愛知芸術文化センター12階アートスペースA

愛知県庁

地方分権・道州制セミナー

東京大学法学部

教授 金井利之

「地方分権」時代における広域自治体と基礎自治体のあり方

1. はじめに

2. 地方分権の理念

(1) 権力分立

現実には、凝集的な主権は必ずしも維持されてはいない（広い意味での）権力分立制
分権とは、地方分権だけではない、全体のなかでのバランス
責任の一元的連鎖の不在の問題 一元的統制ではなく政治的調整

(2) 地方分権の特徴

広い意味での権力分立は、「非民主的」なものが多い
地方分権は、権力分立と民主制を両立させる試み 異なる民意の存在を明示的に対抗
国政と自治政での政治的調整メカニズムが不可欠
異なる民意間の切磋琢磨、リスク分散

3. 地方分権の経緯

(1) 大きな波

第1の改革 明治維新から明治憲法体制の成立(1870年頃～1890年頃)

第2の改革 戦後改革(1940年頃～1960年頃)

第3の改革 世紀転換期改革(1990年頃～2010年頃?)

21世紀前半国家はどうなるのか？ 未だに路線対立が続いている

(2) 小さな波

第1次分権改革(1995年～2000年)

第2次「分権」改革(2001年～05年)

第3次分権？改革(2006年～2010年頃)

政権の混迷と重なり、地方分権改革推進委員会・道州制ビジョン懇談会は宙に浮く
民主党政権の「地域主権戦略」の行方も混沌

4. 当面の課題

(1) 市町村への権限移譲

近接性・補完性の原理の限界 「身近でできることは身近であることがよい」？

「身近でできること」と判断するのは誰か？

明示的事務権限と潜在的総合主体性の乖離

行政体制整備・市町村合併・昇格の限界

「身近」な自治体で処理すること目指しながら、結果的には「遠く」なる現実
地元住民の声は通りやすくなったのか？

(2) 垂直補完と水平補完

補完性 補完の問題は、地方自治である限り、絶対になくならない

対立と協調と競争は不可避 権力関係ということ

垂直補完

市町村主義の垂直補完 = (仮称)逆機関委任事務

1) 補完すべき事務を市町村が自ら決められる

2) 都道府県には補完する義務がある

3) 都道府県の補完する事務に関しては、元来の市町村が決定権を留保する

4) 費用は地方交付税で算定する

都道府県主義の垂直補完

相互依存状態がなければ、補完 = 一方的依存 になる

水平補完

水平補完も垂直補完と論理は同様 中心自治体が都道府県に置き換わるだけ

周辺市町村主義 対 中心市町村主義

(3) 道州制

権限移譲

国からの権限移譲を受けようとしすぎると、国の統制の強い半国家的道州になる

国からの権限移譲がなければ、ただ、府県合併をしただけであり、無意味

二層制と三層制

二層制 周辺部領域の衰退は不可避、垂直補完機能は低下する、「民政赤字」

三層制 政治的調整が煩雑化、行革の程度、多様な「声」の反映

5. おわりに

現在の都道府県・市町村だけではなく、大規模になりすぎた市町村の問題

「地域のことは地域で」として地域自治区や住民自治組織などの地域内分権が喧伝

自治体分割 / 行政区長公選制 / 区議会公選制

以上